

令和6年9月20日
国土交通省関東地方整備局
高崎河川国道事務所

国道17号 相生橋の片側交互通行の解除について【第2報（終報）】

国道17号相生橋（あいおいはし）（群馬県利根郡みなかみ町猿ヶ京温泉地先）において、橋桁に著しい損傷が確認されたため、令和6年9月12日（木）19時から片側交互通行規制を実施していましたが、応急復旧工事が完了し、通行の安全が確保されたことから、令和6年9月20日（金）20時より通行規制を解除しました。

引き続き、本復旧のために必要な措置を講じて参ります。

■片側交互通行規制解除日時

令和6年9月20日（金）20：00

■通行規制解除区間

群馬県利根郡みなかみ町猿ヶ京温泉地先

<発表記者クラブ>

竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 刀水クラブ・テレビ記者会 高崎記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 高崎河川国道事務所

電話：027-345-6000（代表） メールアドレス：ktr-akagi@mlit.go.jp

副所長 洲永（すなが）（内線204）

道路管理第二課長 馬場（ばば）（内線441）